

鳥取市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第15号

鳥取市都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取市都市公園条例(昭和40年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第2条の3の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。